

フィリピン：サンロケ多目的ダム事業

現在 / これまでの問題状況に対する FoE Japan のコメント

1. 国際協力銀行 (JBIC) 定期環境実査 (1 月) の報告¹ から見られる主な問題点

被影響住民の生活支援に関する JBIC の報告	FoE Japan のコメント
<p>「生計手段を失った住民の生活状況の改善に向けて進展のある部分が見られる」</p> <p><u>新しい生活支援プログラムを検討</u> 優先対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再定住地の住民 (187 世帯² + 39 世帯) 2. 砂金採取リスト掲載の個人 319 名 3. その他補償支払い対象者 (新しい対象者にも門戸は開く) <p>ex.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の設立 ・土地の提供 カマンガン再定住地 187 世帯 26ha ラグパン再定住地 39 世帯 22ha <p><u>個別の生活支援プログラムに成果</u> ex. カマンガン再定住地 (187 世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養豚 受益世帯 37 世帯 純益 = 1,300 ペソ / 4 ヶ月 ・マイクロ・ファイナンス 受益世帯 30 ~ 40 世帯³ 純益 (報告なし) ・マッシュルーム栽培 受益世帯 1 世帯 純益 = 4,000 ~ 6,000 ペソ / 1 ~ 1.5 ヶ月 <p>ex. ラグパン再定住地 (39 世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七面鳥 (現在、90 羽) 受益世帯 1 世帯 純益 (報告なし) (参考: 100 ペソ / 羽) ・養豚 (近日開始予定)⁴ 	<p><u>対象者の範囲が限定</u>されており不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,000 名を超えるとされる砂金採取者 ・その他の間接的な被影響住民が対象とされていない <p><u>情報の不十分な伝達</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援プログラムの支援体制や対象者およびその選定方法に関する情報が、影響住民に十分かつ適切に伝わっていないことから、支援の対象となるか否かなどについて、影響住民の間に無用な不安を呼び起こしている。 <p>「影響住民の選定の方法」 <u>影響住民が意思決定に参加</u>できるよう、<u>適切かつ透明なプロセス</u>の下で、新しい生活支援プログラムの<u>対象者の選定方法・基準</u>が決定され、運用されていくよう、十分に注意してモニタリングすべき。</p> <p>生活状況を改善する<u>実効性が十分でない</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある生活支援プログラムの提供や適切なプログラム実施を行なう体制が確立されない限り、土地の提供を行なっても不十分。 ・養豚の純益 1,300 ペソ / 4 ヶ月は不十分 <p>Cf. 稲作 1ha 当たりの利益概算 (6 人家族) = 42,250 ペソ / 収穫 (6 ヶ月) 砂金採取による収入 = 40,000 ~ 80,000 ペソ / 年 (栗田英幸 (2003.02)、巨大資源開発のディレンマ ケイパビリティの視点から見た生活手段評価に関する一考察、愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編 第 14 号)</p> <p>「影響住民の生活水準に関するモニタリング」 <u>以前の生活水準や収入機会を向上させることを目的とし、現在の生活水準、および、その改善のために新たに必要な生計手段がどの程度であるのかを明らかにした上で、事業者の対応の実効性を評価し、適切な措置を講じるべき。</u></p>

¹ 2004 年 3 月 4 日に行なわれた JBIC と FoE Japan との会合における報告。

² カマンガン再定住地には 1999 年に 187 世帯が移転。FoE Japan の 2004 年 3 月 25 日のサンロケパワー社への聞き取りでは、うち 50 世帯が他所へ再移転している。

³ FoE Japan の 2004 年 3 月 25 日の SRPC への聞き取りでは、受益世帯は 28。

⁴ FoE Japan の 2004 年 3 月 25 日のサンロケパワー社 (SRPC) への聞き取りでは、受益世帯は 22。

未支払いの土地補償の問題に関する JBIC の報告	FoE Japan のコメント
<p>「土地ベースで見ると 7 割が支払いを完了」⁵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残りのうち半分 = 書類の不備 書類の準備など支払いを促進するタスク・フォー ースを事業者が立ち上げ支援 ・半分 = 訴訟中 (地主間、地主・小作間等) 	<p>350 ケースが依然として未払い⁶</p> <p>「補償の支払いにおける融資決定前の配慮」 補償金の支払いは生活の再建に深く関わるため、<u>土地の収用前に補償の支払いをすべて終わらせることができるよう、書類の不備など、地元の地域社会状況に特有かつ予測可能である問題は、当初から当然考慮に入れ、対応を考えるべき。</u></p>
<p>不使用の採石場予定地⁷の補償に関する JBIC の報告</p> <p>「当初、採石場は少し広めに予定し確保していたが、実際に使われなかった収容予定地については、希望を聞いて買い入れることをフィリピン電力公社 (NPC) が決定」</p>	<p>情報の不十分な伝達 ・不使用の土地に対して補償が支払われることになった点、また、その補償申請および支払手続きなどに関する情報が、影響住民に十分かつ適切に伝わっていない。</p> <p>「今後の補償プロセスにおける不正の回避」 NPC の方針、また、対象者や補償額を公けに明示するなど、地元住民が補償支払いのプロセスを公正にモニタリングできるような形式を考えるべき。</p>

2 . FoE Japan 現地調査 (3 月) で見られた主な問題点

FoE Japan の 3 月 25 日の SRPC への聞き取り	FoE Japan のコメント
<p>サンロケパワー社 (SRPC) による再定住地の社会経済調査の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カマンガアン再定住地 (1999 年に移転) に移転した住民 <u>187 世帯のうち 70~80%以上が貧困ライン (4,500 ペソ) を下回る生活</u>」 ・「ラグパン再定住地 (2001 年から移転開始) に移転した住民 39 世帯のうち 20% が貧困ラインを下回る生活」 ・「現在の目標は、月 4,500 ペソ (貧困ライン) の収入源の確保で、少なくとも 2005 年には達成したい。」 	<p>調査範囲が狭い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再定住地だけでなく、<u>より広範の影響住民</u> (土地の収用などにより影響を受けた地主および小作 2,545 世帯、また、砂金採取者ら) に対し、同様の社会経済調査を行ない、適切な対処を講じるべき。 <p>事業前に比べ、影響住民の生活水準が悪化するケース</p> <p>「影響住民の生活水準に関するモニタリング」 影響住民の<u>全体としての生活水準の傾向</u>を把握すべき。 現在の目標は月 4,500 ペソとされているが、<u>以前の生活水準や収入機会を向上させることを目的とし、それを前提として、この目標が妥当であるのかを評価し、適切な措置を講じるべき。</u>⁸</p>

⁵ FoE Japan の 2004 年 3 月 25 日の SRPC への聞き取りでは、今年末までの支払い完了を目標としている。

⁶ 採石場として収用が予定されていたが、最終的に使用されなかった土地 (地元では、Lot10、11 と呼ばれている土地) に対する補償は含まない。

⁷ 採石場として収用が予定されていたが、最終的に使用されなかった土地。地元では、Lot10、11 と呼ばれている地域。事業終了前にすでに補償金を受け取った者もあり、受け取っていない者との間の対応の違いが問題とされていた。また、この地域では、事業が開始されて以来、十分な灌漑用水が来なくなったなど、農業に対する損害も報告されているが、科学的な証明がないため、補償はなされていない。

⁸ フィリピン国家統計調整委員会 (National Statistical Coordination Board: NSCB) の測定した貧困ラインによれば、2002 年における貧困ラインは全国レベルで 11,906 ペソ (年一人当たり)。パンガシナン州農村部は 12,737 ペソ。ベンゲット州農村部は 13,309 ペソ。これらのデータから、この地域の農村部の貧困ラインは一世帯 5 人の場合、月に 5307 ペソ ~ 5545 ペソとなる。(参照: <http://www.nscb.gov.ph/poverty/2002/2002povTreshold.asp>)

砂金採取への補償に関する交渉について	FoE Japan のコメント
<p>砂金採取に対する補償を継続的に要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動 (TIMMAWA) のメンバーのうち、サン・ニコラス町砂金採取者組合 (2,000 名) (1) <u>砂金採取ができなくなってからこれまでの収入機会の減少に対する金銭補償</u> (以前は 171,000 ペソ⁹だったが、現在は半額 85,500 ペソを要求) (2) <u>今後の生活のために必要な生計手段</u> (生活支援プログラムを受け入れる方向) (3) 補償や生計手段の提供はグループに分けるなど順番を付けて行なうのではなく、<u>全員同時に進めてほしい</u> (4) <u>自分たちが合意できる砂金採取者の認定プロセス</u>にしてほしい <p>事業者との交渉プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月25日、約20名のサン・ニコラス町の住民が砂金採取の補償に関する会合のため、車で1時間近くかけて SRPC オフィスへ行ったところ、SRPC の担当者が別件の約束を入れていたため、1時間近く待たされた上、住民のリーダー1、2名に対し、別の日に会合を設定する旨が伝えられた。 	<p>生活のより厳しくなる乾季に、要求を下げてでも成果をあげようとする向きが見られる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>砂金採取ができなくなった時点で何らかの措置(補償あるいは生活支援など)が講じられるべきであったことから、(1)の金銭補償を求めるのは合理的な要求であり、真摯に検討されるべき。</u> <p><u>情報の不十分な伝達</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂金採取者の認定プロセスに関する情報が、砂金採取者に十分に伝わっていないことから、認定されるか否かなどについて、住民の間に無用な不安を呼び起こしている。 <p>住民との交渉における事業者の不誠実な態度</p> <p>「砂金採取者の補償交渉に関するモニタリング」 <u>影響住民が意思決定に参加できるよう、適切かつ十分に透明なプロセスの下で、交渉が進められ、また、新しい砂金採取者の認定プロセスの決定、運用がなされていくよう、十分に注意してモニタリングすべき。</u></p>

⁹ TIMMAWA が 2002 年に出した要求。砂金採取ができなくなった 1999 年から 2001 年までの 3 年間の収入金額を計算したもの。(年間の収入金額は、雨期 (3 ヶ月) で 10,000 ペソ/月、乾期 (9 ヶ月) で 100 ペソ/日、月 30 日で計算し、10,000 * 3 + 100 * 30 * 9 = 57,000 ペソとなる。この 3 年間分が 171,000 ペソ。)

3. 融資決定時の問題点

旧輸銀による融資決定時の見解	FoE Japan のコメント
<p>「住民参加による問題解決のための枠組みの構築が確認されている」¹⁰ (99年9月)</p> <p>・融資決定(99年)の前提¹¹</p> <p>水没地域での移転対象世帯数の確認と同意取得</p> <p>プロジェクトから影響を受ける移転対象世帯以外の住民(含む先住民)とのコンサルテーション・<u>対象住民数確定調査</u>の実施</p> <p>先住民への十分な配慮を含むこれらプロジェクトから影響を受ける全対象住民に対する<u>対策の策定</u></p> <p>自然および社会環境問題に対するモニタリング体制の構築</p>	<p>依然として問題解決のための<u>新たな枠組みを模索</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン電力公社(NPC)を中心とした補償・生活支援プログラムの枠組みがうまくいかなかった。 <p><u>影響住民数の過小見積り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・98年10月の融資決定以前の移転世帯数 309世帯(97年) 426世帯(98年) ・99年9月の融資決定以前の移転世帯数 先住民族 61世帯(99年) 741世帯に増加(先住民族 61世帯含む)(99年) ・最終的な移転世帯数 781世帯(先住民族 61世帯含む) ・最終的な影響住民数 土地収用の影響を受けた地主小作 2,545世帯(移転世帯 781世帯含む) アグノ川沿いの砂金採取者 99年/01年¹²のNPC調査=319人(今後、新たな認定も行なう) 2002年の地元住民の署名=3,000人超 <p>「<u>情報源のバランス</u>」 <u>より早期の段階から事業者以外の情報を重視し、影響の及ぶ範囲についてより慎重に審査すべき。</u></p> <p><u>対策の実効性が十分でなかった</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償 補償額の設定における過小評価、補償額の下方修正、調査時期の不適切な選定 のケースが見られる ・生活支援プログラム 十分な収入源でないケースが見られる ・イトゴン集水域管理計画 計画実施の遅れによる土砂堆積の懸念 <p>「<u>対策の目的と評価の説明責任</u>」 まず、<u>目的を明確にし(以前の生活水準や収入機会の向上/土砂堆積の軽減など)</u>、その目的の達成度を測るための<u>ベースライン・データ</u>(当初の生活水準/土砂堆積の状況など)を用意した上で、定期評価を行なうべき。また、その対策が<u>目的を達成できないもの場合には、融資を停止すべき。</u> <u>説明責任、また、融資の前提を遵守するためにも、目的と評価結果などは公開すべき。</u></p> <p>「<u>融資決定前の審査の改善</u>」 今後、<u>他の融資案件(融資検討案件)で二度と同じようなことを繰り返さないためにも、「融資決定前の問題解決の対策」と「現在の問題状況」とを比較評価し、融資決定前の審査における問題点を明らかにすべき。</u></p>

¹⁰ 99年9月の日本輸出入銀行(当時)の国会議員への説明用文書より抜粋。

¹¹ 99年8月5日付けの日本輸出入銀行(当時)の国会議員への説明用文書より抜粋。98年10月時点での融資決定の前提は、資料がないため不明。

¹² 着工後、砂金採取をしない人がすでにいた98年以降、アグノ川沿いに砂金採りに来た者に対して行なわれた調査。